

議案第 87 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市野々下福祉会館

2 指定管理者となる団体

東京都文京区後楽一丁目3番61号

株式会社東京ドームファシリティーズ

代表取締役 山田 幸雄

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第 88 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

1 管理を行わせる公の施設の名称

（1）第3おおたかの森ルーム

（2）第4おおたかの森ルーム

2 指定管理者となる団体

流山市西初石3丁目1447番地の2 ベルツリーⅡ101号室

NPO法人でんでんむし

理事長 小沼 みはる

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第 89 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

1 管理を行わせる公の施設の名称

第2 おおぞら学童

2 指定管理者となる団体

千葉県佐倉市山崎字石井戸529番地1

社会福祉法人生活クラブ

理事長 池田 徹

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第 90 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市立木の図書館

2 指定管理者となる団体

千葉県鎌ヶ谷市右京塚3番地3

株式会社すばる

代表取締役 佐々木 孝行

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第 92 号

流山市農業委員会の委員及び流山市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

流山市農業委員会の委員及び流山市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成28年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）による農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるほか、新たに委嘱することとなる農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償について定めるためである。

流山市農業委員会の委員及び流山市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、流山市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び流山市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、12人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、4人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、この条例の公布の際現に在任する農業委員の任期満了の日（同日前までに選挙による農業委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。

(流山市農業委員会の委員の定数等に関する条例の廃止)

2 流山市農業委員会の委員の定数等に関する条例（平成17年流山市条例第1号）は、廃止する。

(流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年流山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「農業委員会の委員」の次に「、農地利用最適化推進委員」を加える。

第4条第1項中「及び農業委員会の委員」を「、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員」に、「選挙又は選任された」を「選任又は委嘱をされた」に改め、同項ただし書を削る。

別表第1中

「

	委員	月額 51,500円
--	----	------------

」

を

「

	委員	月額 5 1 , 5 0 0 円
	農地利用最適 化推進委員	月額 5 1 , 5 0 0 円

」

に改める。

議案第 93 号

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 平成29年4月1日から本市が特定行政庁に移行するに当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）第78条の規定により、建築審査会を設置することから、諮問機関を変更するとともに、都市計画決定をした流山9丁目地区地区整備計画区域及び駒木台第二自治会地区地区整備計画区域について、同法第68条の2第1項の規定により建築物の用途等の制限を定めるためである。

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年流山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「流山市地区計画建築審議会」を「流山市建築審査会」に改める。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

別表第1に次のように加える。

流山9丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された流山9丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
駒木台第二自治会地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された駒木台第二自治会地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第2に次のように加える。

流山9丁目地区地区整備計画区域	(1) 戸建住宅（長屋で3戸以下のものを含む。） (2) 寄宿舍又は下宿 (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 風営法第2条第1項各号に規定する風俗営業の用に供する建築物（法別表第2（ち）の項第2号に掲げる建築物を除く。） (6) 風営法第2条第6項各号に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物（法別表第2（ち）の項
-----------------	---

		第 3 号に掲げる建築物を除く。)
駒木台第二自治会 地区地区整備計画 区域		以下に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての住宅 (2) 戸数 2 の共同住宅又は戸数 2 の長屋 (3) 診療所又は診療所兼用住宅 (獣医院は除く。) (4) 一戸建ての住宅で次のいずれかの用途を兼ねるもののうち、延べ床面積の 2 分の 1 以上を住居の用に供し、かつ、これらの用途に供する部分の床面積の合計が 5 0 平方メートル以下のもの ア 事務所 (汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で施行令第 1 3 0 条の 3 第 1 号の規定により国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。) イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗 ウ クリーニング取次店、理髪店又は美容院 エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店又は家庭電気器具店 (これらについて原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0 . 7 5 キロワット以下のものに限る。)

		オ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (5) 自治会館、自治会用倉庫その他地区住民のための公共又は公益上必要な建築物（銀行の支店その他これに類するサービス業を営む店舗及び法別表第2（い）の項第9号に規定する建築物に限る。） (6) 前各号の建築物に附属するもので車庫、物置その他これらに類するもの
--	--	--

別表第4に次のように加える。

流山9丁目地区地区整備計画区域		300平方メートル
駒木台第二自治会地区地区整備計画区域		135平方メートル

別表第4の（注）第2項中「南柏本州団地地区地区整備計画区域」の次に「及び駒木台第二自治会地区地区整備計画区域」を加える。

別表第5に次のように加える。

流山9丁目地区地区整備計画区域		建築物の外壁等の面から前面道路の境界線までの距離は、1メートル以上とする。
駒木台第二自治会地区地区整備計画区域		建築物の外壁等の面から前面道路の境界線までの距離は、80センチメートル以上とする。ただし、当該距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁等の中心線の長さ

		の合計が３メートル以下である建築物の部分 (２) 出窓で、床面からの高さが３０センチメートル以上で、かつ、周囲の外壁からの水平距離が５０センチメートル以下のもので、見付面積の２分の１以上が窓であるもの (３) 車庫等で、高さが３メートル以下で、かつ、床面積の合計が３０平方メートル以下のもの (４) 物置等で、軒の高さが２．３メートル以下で、かつ、床面積の合計が５平方メートル以下のもの
--	--	---

別表第６に次のように加える。

駒木台第二自治会地区地区整備計画区域	１０メートル。ただし、建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に１．２５を乗じて得たものに、５メートルを加えたもの（１０メートルを限度とする。）以下としなければならない。
--------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１７条及び第１８条の改正規定は、平成２９年４月１日から施行する。

議案第 94 号

流山市占用料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 現行の占用料の額を改定するとともに、道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正による占用物件の区分の細分化等所要の改正を行うためである。

流山市占用料条例の一部を改正する条例

流山市占用料条例（平成１３年流山市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「工作物」を「工作物等」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第３条関係）

占用物件		占用料の額
道路法第３条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年 １，１８０円
	第２種電柱	１本につき１年 １，８１０円
	第３種電柱	１本につき１年 ２，４５０円
	第１種電話柱	１本につき１年 １，０５０円
	第２種電話柱	１本につき１年 １，６９０円
	第３種電話柱	１本につき１年 ２，３２０円
	その他の柱類	１本につき１年 ９７円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年 １１円
	地下に設ける電線その他の線類	長さ１メートルにつき１年 ６円
	路上に設ける変圧器	１個につき１年 ９５０円
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年 ６３０円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年 １，９４０円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	１個につき１年 ８２０円
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年 ５，７８０円
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年 １，９４０円
道路法第３条第１項第２号に掲げる物件	外径が０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年 ４４円
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年 ６３円
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年 ９５円
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年 １２０円
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年 １９０円
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年 ２５０円
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年 ４４０円
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年 ６３０円
	外径が１メートル以上のもの	長さ１メートルにつき１年 １，２６０円

道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年1,940円
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	占用面積1平方メートルにつき1年Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路		占用面積1平方メートルにつき1年2,890円
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートルにつき1年1,730円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年1,940円
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日29円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月580円
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであることを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月580円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年5,780円
	標識		1本につき1年1,550円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日29円
		その他のもの	1本につき1月580円
	幕（道路法施行令第4号に掲げる工事用施設であることを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日29円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月580円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月5,780円
		その他のもの	1基につき1月2,890円
道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年2,110円
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月580円
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1月160円
道路法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年Aに0.012を乗じて得た額

	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年 A に 0. 0 0 9 を乗じて得た額	
道 路 法 施 行 令 第 7 条 第 1 1 号 に 掲 げ る 応 急 仮 設 建 築 物	トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設け るもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年 A に 0. 0 1 2 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年 A に 0. 0 2 を乗じて得た額	
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年 A に 0. 0 2 8 を乗じて得た額	
道 路 法 施 行 令 第 7 条 第 1 2 号 に 掲 げ る 器 具		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年 A に 0. 0 2 8 を乗じて得た額	
河 川 法 第 3 条 第 2 項 規 定 に 基 づ け る 占 用 物 (土 占 用)	第 1 種 電 柱	1 本につき 1 年 1, 1 8 0 円	
	第 2 種 電 柱	1 本につき 1 年 1, 8 1 0 円	
	第 3 種 電 柱	1 本につき 1 年 2, 4 5 0 円	
	第 1 種 電 話 柱	1 本につき 1 年 1, 0 5 0 円	
	第 2 種 電 話 柱	1 本につき 1 年 1, 6 9 0 円	
	第 3 種 電 話 柱	1 本につき 1 年 2, 3 2 0 円	
	その他の柱類	1 本につき 1 年 9 7 円	
	塔類	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年 1, 9 4 0 円	
	諸 管 の 架 設 又 は 埋 設	外径が 0. 0 7 メートル 未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年 4 4 円
		外径が 0. 0 7 メートル 以上 0. 1 メートル 未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年 6 3 円
		外径が 0. 1 メートル 以上 0. 1 5 メートル 未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年 9 5 円
		外径が 0. 1 5 メートル 以上 0. 2 メートル 未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年 1 2 0 円
		外径が 0. 2 メートル 以上 0. 3 メートル未 満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年 1 9 0 円
		外径が 0. 3 メートル 以上 0. 4 メートル未 満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年 2 5 0 円
		外径が 0. 4 メートル 以上 0. 7 メートル未 満	長さ 1 メートルにつき 1 年 4 4 0 円
		外径が 0. 7 メートル 以上 1 メートル未満の もの	長さ 1 メートルにつき 1 年 6 3 0 円
		外径が 1 メートル以上 のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年 1, 2 6 0 円
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年 2 0 0 円

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の流山市占用料条例別表の規定は、この条例

の施行の日以後の道路及び準用河川の占用に係る占用料について適用し、同日前の道路及び準用河川の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第 95 号

流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 運河堤防第2自転車駐車場を廃止し、運河駅東口第2自転車
駐車場を新設するためである。

流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

流山市自転車駐車場条例（平成２０年流山市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

運河駅東口自転車駐車場 流山市東深井４３６番地の３	４，９３７	２，４６８	９，８７４
------------------------------	-------	-------	-------

」

を

「

運河駅東口第１自転車駐車場 流山市東深井４３６番地の３	４，９３７	２，４６８	９，８７４
運河駅東口第２自転車駐車場 流山市東深井３９０番地の１	４，９３７	２，４６８	９，８７４

」

に改め、
運河堤防第２自転車駐車場
流山市東深井４３９番地

の項を削る。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（準備行為）

- ２ この条例による改正後の流山市自転車駐車場条例に基づく自転車駐車場（運河駅東口第２自転車駐車場に限る。）に係る使用の申請、許可その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 96 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

平成28年11月24日提出

流山市長 井崎 義治

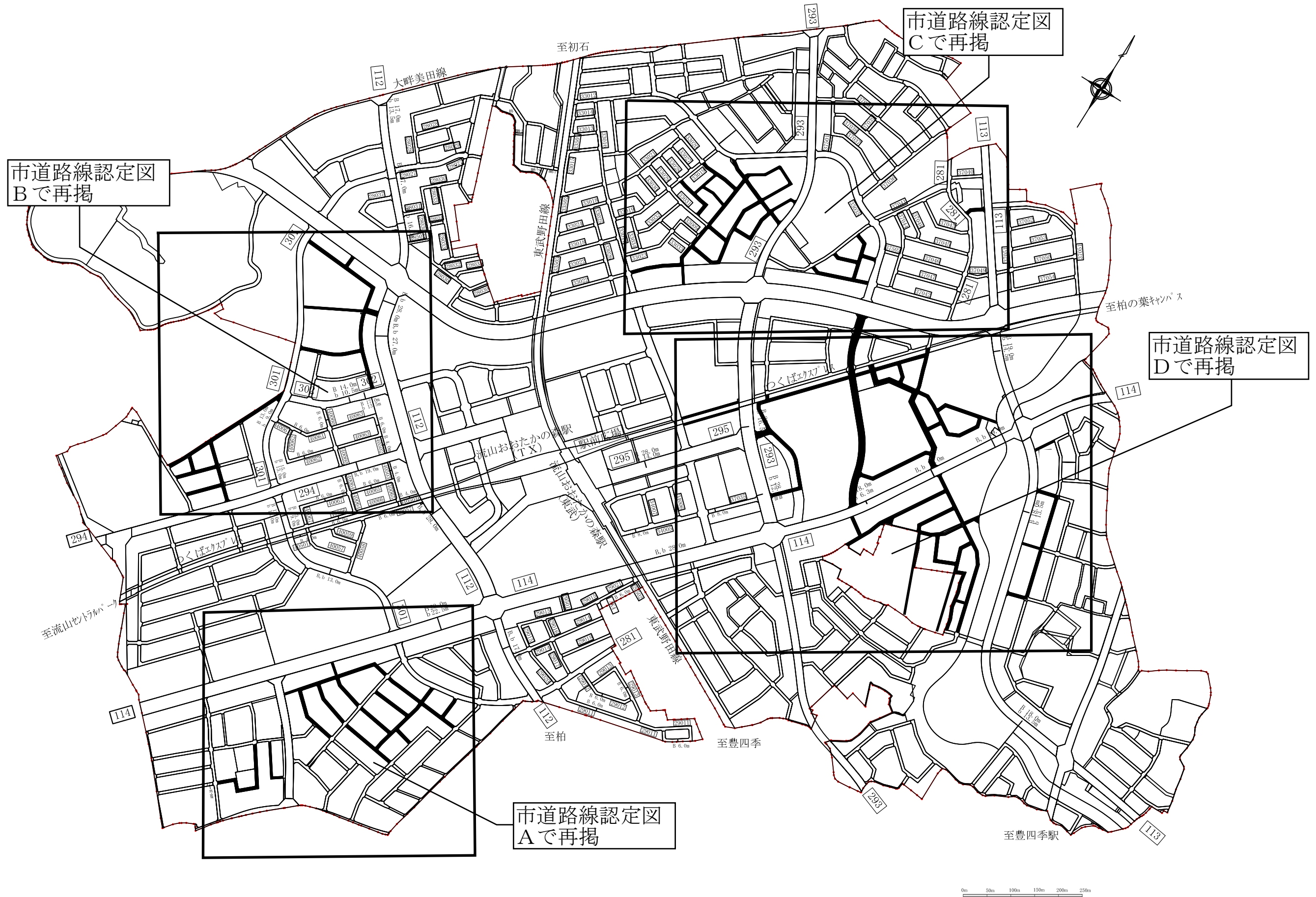
整理 番号	路線番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	2 8 0 4 1	西初石5丁目区画4 1号線	西初石5丁目5 8番1 同 所同 番1	
2	2 8 0 4 2	西初石5丁目区画4 2号線	西初石5丁目4 9番1 市野谷字宮尻6 3 5番1	
3	2 8 0 4 3	西初石5丁目区画4 3号線	西初石5丁目5 6番2 同 所5 5番1 5 2	
4	2 8 5 0 3	西初石5丁目3号自転車歩行者専用道路	西初石5丁目5 3番 同 所5 5番1 3 8	
5	3 3 0 3 7	東初石5丁目区画3 7号線	東初石5丁目1 4 3番5 同 所1 3 5番1 0	
6	3 3 0 3 8	東初石5丁目区画3 8号線	東初石5丁目1 4 2番7 同 所同 番1 5	
7	3 3 0 3 9	東初石5丁目区画3 9号線	東初石5丁目1 4 1番3 同 所1 4 0番3	
8	3 3 0 4 0	東初石5丁目区画4 0号線	東初石5丁目1 4番1 同 所1 5 3番6	
9	3 3 0 4 1	東初石5丁目区画4 1号線	東初石5丁目1 5 8番2 同 所1 5 3番7	
1 0	3 3 0 4 2	東初石5丁目区画4 2号線	東初石5丁目1 5 3番1 同 所同 番2 6	
1 1	3 3 0 4 3	東初石5丁目区画4 3号線	東初石5丁目1 5 2番5 同 所1 5 3番1 9	
1 2	3 3 0 4 4	東初石5丁目区画4 4号線	東初石5丁目1 5 7番5 同 所1 5 0番2 3	
1 3	3 3 0 4 5	東初石5丁目区画4 5号線	東初石5丁目1 4 9番2 同 所1 6番	
1 4	3 3 0 4 6	東初石5丁目区画4 6号線	東初石5丁目1 4 9番2 同 所1 4 8番7	
1 5	3 3 0 4 7	東初石5丁目区画4 7号線	東初石5丁目1 5 0番2 同 所同 番5 2	
1 6	3 7 0 6 2	十太夫区画6 2号線	十太夫1 1 2番2 0 同 所同 番1 0	
1 7	3 7 0 6 3	十太夫区画6 3号線	十太夫1 1 2番1 9 同 所1 1 0番1 6	
1 8	3 7 0 6 4	十太夫区画6 4号線	十太夫1 1 2番1 0 同 所同 番1 0	
1 9	3 7 0 6 5	十太夫区画6 5号線	十太夫7 4番5 同 所7 2番3	
2 0	3 7 0 6 6	十太夫区画6 6号線	十太夫1 0 9番1 同 所1 0 4番3	
2 1	3 7 0 6 7	十太夫区画6 7号線	十太夫1 9 3番 同 所1 9 0番	
2 2	3 7 0 6 8	十太夫区画6 8号線	十太夫2 4 1番8 同 所1 0 6番1 0	

整理 番号	路線番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
23	37069	十太夫区画69号線	十太夫34番2 同 所92番16	
24	37070	十太夫区画70号線	十太夫104番16 同 所98番15	
25	37071	十太夫区画71号線	十太夫93番11 同 所92番25	
26	37072	十太夫区画72号線	十太夫92番78 同 所94番1	
27	37073	十太夫区画73号線	十太夫94番1 同 所49番6	
28	37074	十太夫区画74号線	十太夫95番1 同 所94番6	
29	37075	十太夫区画75号線	十太夫34番1 駒木字堂台287番1	
30	37076	十太夫区画76号線	十太夫32番2 同 所99番19	
31	37077	十太夫区画77号線	十太夫16番15 同 所31番2	
32	37078	十太夫区画78号線	十太夫26番 同 所99番11	
33	37079	十太夫区画79号線	十太夫22番1 同 所20番1	
34	37080	十太夫区画80号線	十太夫16番31 同 所21番	
35	37505	十太夫5号自転車歩行者専用道路	十太夫182番 同 所213番1	
36	37506	十太夫6号自転車歩行者専用道路	十太夫185番 同 所213番1	
37	37507	十太夫7号自転車歩行者専用道路	十太夫138番 同 所同 番	
38	37508	十太夫8号自転車歩行者専用道路	十太夫111番12 同 所同 番3	
39	37509	十太夫9号自転車歩行者専用道路	十太夫107番15 同 所106番2	
40	37510	十太夫10号自転車歩行者専用道路	十太夫107番15 同 所92番16	
41	37511	十太夫11号自転車歩行者専用道路	十太夫92番75 同 所同 番80	
42	37512	十太夫12号自転車歩行者専用道路	十太夫45番24 駒木字中溜上363番5	
43	37513	十太夫13号自転車歩行者専用道路	十太夫104番6 同 所同 番24	
44	37514	十太夫14号自転車歩行者専用道路	十太夫26番 駒木字堂台313番	

整理 番号	路線番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
45	37515	十太夫15号自転車歩行者専用道路	十太夫18番46 駒木字堂台289番	
46	38093	駒木区画93号線	駒木字中溜上358番 駒木字堂台304番	
47	38501	駒木1号自転車歩行者専用道路	駒木字中溜上356番 同 所350番3	
48	38502	駒木2号自転車歩行者専用道路	駒木字堂台291番 同 所同 番	
49	38503	駒木3号自転車歩行者専用道路	駒木字堂台317番 駒木字中溜上332番	
50	40075	市野谷区画75号線	市野谷字立野773番4 同 所同 番4	
51	40076	市野谷区画76号線	市野谷字立野777番1 同 所同 番1	
52	40077	市野谷区画77号線	市野谷字立野787番14 同 所778番2	
53	40078	市野谷区画78号線	市野谷字立野787番12 同 所778番22	
54	40079	市野谷区画79号線	市野谷字立野787番44 同 所同 番2	
55	40080	市野谷区画80号線	市野谷字立野787番44 同 所同 番44	
56	40081	市野谷区画81号線	市野谷字立野787番51 同 所同 番51	
57	40082	市野谷区画82号線	市野谷字向山477番 同 所464番9	
58	40083	市野谷区画83号線	市野谷字向山486番13 同 所同 番23	
59	40084	市野谷区画84号線	市野谷字宮尻635番3 西初石5丁目55番145	
60	40085	市野谷区画85号線	市野谷字芋久保634番1 市野谷字宮尻649番2	
61	40086	市野谷区画86号線	市野谷字宮尻643番 同 所同 番	
62	40087	市野谷区画87号線	市野谷字宮尻649番2 同 所646番1	
63	40088	市野谷区画88号線	市野谷字宮尻649番2 同 所647番3	
64	40089	市野谷区画89号線	市野谷字宮尻650番 同 所643番	
65	40090	市野谷区画90号線	市野谷字立野774番2 同 所779番1	
66	40091	市野谷区画91号線	市野谷字牛飼760番 市野谷字立野776番8	

整理 番号	路線番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
67	40092	市野谷区画92号線	市野谷字牛飼756番1 市野谷字立野779番5	
68	40093	市野谷区画93号線	市野谷字立野787番12 同 所773番12	
69	40507	市野谷7号自転車歩行者専用道路	市野谷字牛飼761番 同 所760番	
70	40508	市野谷8号自転車歩行者専用道路	市野谷字牛飼749番1 同 所745番	

市道路線認定図



市道路線認定図再掲A

整理 番号	路線番号	路線名	参考事項（図上測定） 単位m			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
50	市道40075号線	市野谷区画75号線	84.05m	—	84.05m	6.00m
51	市道40076号線	市野谷区画76号線	84.36m	—	84.36m	6.00m
52	市道40077号線	市野谷区画77号線	79.68m	—	79.68m	6.00m
53	市道40078号線	市野谷区画78号線	121.03m	—	121.03m	6.00m
54	市道40079号線	市野谷区画79号線	49.19m	—	49.19m	6.00m
55	市道40080号線	市野谷区画80号線	84.50m	—	84.50m	6.00m
56	市道40081号線	市野谷区画81号線	39.25m	—	39.25m	6.00m
57	市道40082号線	市野谷区画82号線	198.48m	—	198.48m	6.00m
58	市道40083号線	市野谷区画83号線	101.29m	—	101.29m	3.99m~4.08m
65	市道40090号線	市野谷区画90号線	327.04m	—	327.04m	6.00m
66	市道40091号線	市野谷区画91号線	74.97m	—	74.97m	6.00m
67	市道40092号線	市野谷区画92号線	98.73m	—	98.73m	6.00m
68	市道40093号線	市野谷区画93号線	174.38m	—	174.38m	6.00m
69	市道40507号線	市野谷7号自転車歩行者専用道路	29.75m	—	29.75m	4.00m
70	市道40508号線	市野谷8号自転車歩行者専用道路	30.82m	—	30.82m	4.00m

